

令和7年度鳥取県私立幼稚園運営状況調査の実施結果について

このことについて、下記のとおり、指摘の多い事項、各私立幼稚園でも注意が必要な事項等をまとめましたので、鳥取県私立幼稚園運営状況調査実施要綱第13条第1項に基づき公表します。

(1) 災害・安全管理

- ・園児が入り込んだ場合に死角となる場所には施錠等の措置を講じること。
(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・報告対象となる事故が発生した場合は、速やかに事故報告行うこと。
(令和7年3月21日付こ成安第44号, 6教参学第51号こども家庭庁成育局安全対策課長等通知、教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年4月8日付第202400324359号鳥取県子ども家庭部子育て王国課長通知))
- ・展示物を留めている押しピンは、他のもので代用するなど措置を講じること。
(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・避難経路となっている場所は、非常時に支障とならないよう経路確保の措置を講じること。(消防法第8条の2の4)
- ・防火管理者の変更が生じた場合は変更届を提出するとともに、消防計画の内容に変更がなくとも新・防火管理者による消防計画を作成し同時に提出すること。(消防法第8条第2項)
- ・「学校安全計画」に職員の研修について定めること。(学校保健安全法第27条)
- ・「学校保健計画」に職員の健康診断について定めること。(学校保健安全法第5条)
- ・消防計画が見当たらなかったため、消防計画を作成し、所轄消防長等に届出がされているか確認すること。(消防法施行規則第3条)

(2) 衛生管理

- ・環境衛生検査の点検項目が不足しているため、点検項目を検討すること。
(学校保健安全法施行規則第1条)
- ・環境衛生検査の結果が一部見当たらないため、実施された点検項目の結果を整備すること。(学校保健安全法施行規則第1条)